

平成29年度 学生前期健康診断の日程と受診方法について

<日程について>

- 学部1年生(3年次編入生除く)は、他学生と健康診断項目が異なりますので、「学部1年生」枠で予約して必ず受診してください。どうしても都合がつかない場合は総合安全衛生管理機構にご相談ください。
- 総合安全衛生管理機構・保健管理棟(西千葉)で実施する健診には全ての学生が受診できますが、西千葉地区の学生は、亥鼻・松戸で受診することはできません。また、亥鼻地区の学生が松戸、松戸地区の学生が亥鼻で受診することもできません。
- 健康診断証明書の発行は、受診後2週間前後を予定しています。就職活動等で健康診断証明書が必要となる方は、早い時期に受診されることをお勧めします。心配な方は、前年度の証明書を3月中旬までに発行しておくことをお勧めします。
- 本学職員の身分(4月及び5月の時点で、本学附属病院で診療を行っているか、本学で週20時間以上勤務している者)のある学生は、学生健康診断を受けずに6月から始まる職員健診を受けてください。詳細は、所属の総務係か総合安全衛生管理機構にお問い合わせください。

<受診方法について>

- 健康診断を受ける前に、学内のネットワークに接続している端末(Web)から問診の入力と受診日の予約を行ってください。平成29年度の学生健診の予約は、4月11日頃を予定しています。健康診断予約開始のお知らせは「千葉大学 Web メール」に送信されます。Web入力方法は、総合安全衛生管理機構ホームページ「Web 利用者マニュアル」で確認できます。
- Web上で、問診の回答を終えていない方、健診予約をしていない方は受診できません。どうしても事前問診と予約ができない方は、総合安全衛生管理機構にご相談ください。
- 科目等履修生、連合大学院生は事前に申し込みが必要です。所属学部・研究科の事務で手続きを行ってください。
- 特別聴講生、科目等履修生、研究生等の学生は、このシステムを利用するためには、別途「統合認証アカウント」を取得する必要があります。所属学部・研究科の事務に早めに申請してください。
- 特別健康診断(電離放射線、遺伝子組換え、病原体取扱)対象の学生は、指導教員もしくは担当事務から健診に関する連絡がありますのでご注意ください。
※特殊健康診断(有害薬品取扱者のための健診)は後期で実施します。
- 学生証(磁気カード)がないと受けられません。

問い合わせ先
総合安全衛生管理機構ナース室
内線 2214 外線 043-290-2214